



医政医療発0214第2号
平成23年2月14日

社団法人
全国国民健康保険診療施設協議会 御中

厚生労働省医政局政策医療課長



在宅医療連携拠点事業の実施に係る周知について

厚生労働省では、地域の医師・歯科医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・など多職種が連携を取りながら、継続的・包括的なケアを提供する体制を構築するため、平成23年度から在宅医療連携拠点事業を実施いたします。

これに伴い、「在宅医療連携拠点事業委託費交付要綱（案）」及び「在宅医療連携拠点事業実施要綱（案）」を別紙のとおり定めておりますので、各関係機関等への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業計画書の様式
別紙の様式にて提出願います。
2. 事業計画書の提出期限
平成23年3月8日（火）

3. 事業計画書の提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局政策医療課在宅医療推進室宛

4. 採択方針

申請件数が多い場合、地域の多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供が明確に提示されている事業計画書を優先的に採択します。

5. 事業計画書に記載すべき事項

(1) 在宅医療連携拠点が必須とする以下の事業に関して、実施可能な計画が詳細に立案されていること。

ア. 多職種連携の課題に対する解決策の抽出

イ. 在宅医療従事者の負担軽減の支援

ウ. 効率的な医療提供のための多職種連携

(2) 雇用する介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーの配置や役割が明確であること。

(3) (1) の必須事業以外にも、その他、地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の構築が計画されていること。

在宅医療連携拠点事業計画書

事業区分	在宅医療連携拠点事業
------	------------

開設者名	
施設名	
所在地	

1. 施設の概要

--

2. 当事業の実施計画について、具体的にご記入下さい。

(1) 在宅医療連携拠点が必須で行う以下の事業をどのように展開していくのか記載して下さい。

- ア. 多職種連携の課題に対する解決策の抽出
- イ. 在宅医療従事者の負担軽減の支援
- ウ. 効率的な医療提供のための多職種連携

--

(2) 雇用する介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーの配置(人数、勤務時間等)や役割について記載して下さい。

--

(3) (1) の必須事業以外にも、その他、地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の構築が計画されていれば、その計画について記載して下さい。

--

※当該事業の積算のわかる資料（別紙）及び参考資料（事業の内容がわかる図等）も合わせて提出して下さい。

(別紙)

在宅医療連携拠点事業積算内訳書

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
人 件 費 情報共有経費・維持費 会 議 費 実態調査費 消 耗 品 費	円	

(別紙)

在宅医療連携拠点事業委託費交付要綱 (案)

(通則)

- 1 在宅医療連携拠点事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を提供する必要がある。本事業は、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、平成〇〇年〇月〇日医政発〇〇第〇〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「在宅医療連携拠点事業実施要綱」に基づいて行われる事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
18,099千円	在宅医療連携拠点事業の実施に必要な人件費、情報共有経費・維持費、会議費、実態調査費、消耗品費

(委託費の概算払)

5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、委託事業者から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 委託事業者が地方公共団体の場合にあつては、委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 委託事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

10 この委託費の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

在宅医療連携拠点事業委託費調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体								備 考
歳出予算科目	交 付 決 定 額	歳 入			歳 出					
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち委託費 相当額	支出済額	うち委託費 相当額	
(項) 医療提供体制確保 対策費			円	円		円	円	円	円	
(目) 衛生関係指導者 養成等委託費										

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

印

平成 年度在宅医療連携拠点事業委託費の交付申請について

標記について、次により委託費を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

(2) 支出予定額内訳

(委託事業者名)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
人 件 費 情報共有経費・維持費 会 議 費 実 態 調 査 費 消 耗 品 費	円	

別紙2

在宅医療連携拠点事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
補助対象分 人 件 費 情報共有経費・維持費 会 議 費 実 態 調 査 費 消 耗 品 費	
補助対象外	

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

印

平成 年度在宅医療連携拠点事業委託費の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定
を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費清算額 金 円
- 2 経費清算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

経費精算額調書

(1) 支出済額等

(委託事業者名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金そ 他の収 入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費 の実支出 額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	委託費 所要額 (H)	委託費 交付決定額 (I)	委託費 受入済額 (J)	差引過△不 足額 ((J)-(H)) (K)
平成 年度 在宅医療連携拠点事業委託費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出済額内訳

(委託事業者名)

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
人 件 費 情報共有経費・維持費 会 議 費 実 態 調 査 費 消 耗 品 費	円	

別紙2

在宅医療連携拠点事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
補助対象分 人 件 費 情報共有経費・維持費 会 議 費 実 態 調 査 費 消 耗 品 費	
補助対象外	

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成 年度在宅医療連携拠点事業委託費について、在宅医療連携拠点事業委託費交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要委託費返還相当額)
金 円

注：別添参考となる書類(2の金額の清算の内訳書)

在宅医療連携拠点事業実施要綱（案）

1 目的

国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を提供する必要がある。本事業は、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県、市町村、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーション及びその他厚生労働大臣が認める者

3 事業内容

在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、次の事業等を行うことで地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

- (1) 多職種連携の課題に対する解決策の抽出
- (2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援
- (3) 効率的な医療提供のための多職種連携

4 事業計画書の提出

事業実施者は、事業計画書を厚生労働省に提出し、承認を受けなくてはならない。

5 事業報告書の作成

事業実施者は、事業終了後に事業報告書を作成し、厚生労働省に提出しなければならない。